

教職員のカメラ使用上のルールについて

1 目的

近年、教職員による不適切なカメラ使用や盗撮に関する報道が相次いでおり、教育現場における信頼性が問われる状況である。こうした事案を未然に防ぐため、本校では校内での私物カメラ・スマートフォン・タブレット端末の仕様に関するルールを明確化し、全職員が共通認識の下で行動できる体制を整えることを目的とする。

2 「教員カメラ3ヶ条」の内容について

①私物カメラ、スマートフォンの教室内の持込禁止

児童を写す写真撮影で私物の機器を使用することはできません。

個人の特定の有無にかかわらず禁止となります。学校のカメラとSDカードを使用すること。

②SDカードのデータは撮影後に速やかに空とする。

写真データは撮影後、速やかに校務用PCへ移動を行い、SDカード内は空にすること。

③個人の特定が可能にならないように写真を撮影する。

学校のカメラ、タブレットで写真撮影する際は、個人の特定が可能にならないよう配慮する。